

平成28年度 第12回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成28年10月18日（火）13時30分～15時00分
開催場所	関内中央ビル10階 大会議室
出席委員	佐土原委員（会長）、奥委員（副会長）、岡部委員、五嶋委員、田中（稲）委員、田中（伸）委員、津谷委員、葉山委員、水野委員、横田委員
欠席委員	池邊委員、小熊委員、菊本委員、木下委員、中村委員、堀江委員
開催形態	公開（傍聴者2人）
議 題	1 （仮称）アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書について 2 （仮称）東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について
決定事項	平成28年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成28年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

(1) （仮称）アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等一覧について事務局が説明した。

イ 補足資料について事業者が説明した。

ウ 質疑

【佐土原会長】 放流水の量や温度差について、一つの建物からの放流ということなので、他の事例と比べるとオーダーとしては小さいということはお分かりました。

前回審査会で、放流水の拡散範囲の予測に使用している式が拡散範囲を適切に表現できるものなのかということで質問しました。計画地に隣接する運河が新港地区の対岸まで50mという状況で、この式を使うと拡散範囲が制限されてしまうため、この式は妥当なのかということをお聞きしました。この式を使用して水温がどれくらい上がるか推定することが適切かどうかの確認をしていただいた方がよいと言ったつもりですが、その点は如何でしょうか。

【事業者】 本日の補足資料の7ページに見解としてまとめておりますが、放流先の運河幅といった地形的な適用条件まで詳述されている資料は確認できませんでした。その中で同種の予測事例として、他の自治体で同等の運河幅に放流するという事例があったので、参考までに掲載しました。

また、50mという幅は事実としてありますが、今回の予測では、拡散範囲の幅は30m程度と予測していますので、そういった観点からもイレギュラーな適用条件にはなっていないと考えております。

【佐土原会長】 30mというのはどこかに記載があるのでしょうか。

【事業者】 準備書の6.4-18ページの(5)アの一段落目に予測結果を記載しています。先程は約30mと申しましたが、実際の予測範囲は、約35mという範囲です。

【佐土原会長】 それは、実験式の計算で出てくるものですか。

【事業者】 はい、その通りです。

【佐土原会長】 計算結果が35mということですか。

- 【事業者】 はい。
- 【佐土原会長】 分かりました。
- 【奥副会長】 補足資料の8ページで、①の事業者見解のなお書きについて、「明らかな異常が確認された場合には即座に適切な対応を行っていきます。」とありますが、準備書の6.4-13ページに記載のある横浜市の事務取扱要領の(7)には、「当該下水の水質等の異常時に直ちに対応できること。水質が要件を満たさないことを確認した時は、直ちに公共用水域への排水を停止できること。」とありますので、「即座に適切な対応を行う」という漠然としたお答えではなく、「直ちに公共用水域への排水を停止することを含めた適切な対応を行っていく」という表現にしていきたいと思えます。
- 【事業者】 横浜市の事務取扱要領に書いてある通りですので、「即座に適切な対応を行う」の一つに「直ちに公共用水域への排水を停止する」が含まれていると当然思っております。それ以外にも、メンテナンス等やヒューマンエラーも含めて、考えられることを改善していくということも対応の一つと考えておりますので、横浜市の事務取扱要領に書いてある「直ちに公共用水域への排水を停止する」ということで考えております。
- 【佐土原会長】 それを明記していただくということによろしいですか。
- 【事業者】 はい、明記します。
- 【佐土原会長】 その他は特によろしいでしょうか。特にないようでしたら、事業者の説明は以上とさせていただきます。

エ 審議

- 【佐土原会長】 審議に入りたいと思えます。ご意見等がありますでしょうか。前は様々な議論がありましたが、この回答でよろしいでしょうか。
- 【佐土原会長】 特にその他ご意見がないようですので、審議内容については、議事録で確認いただくということをお願いしたいと思います。
- 続いて、本件の今後の予定について事務局から説明があります。
- 【事務局】 本件につきまして10月5日から明日10月19日まで準備書意見見解書の縦覧を行っており、縦覧期間中に本準備書に対する意見陳述の申出を受け付けております。意見陳述の申出があった場合、次回の審査会で陳述人の選定をお願いする予定です。よろしくお願ひいたします。
- 【佐土原会長】 ありがとうございました。
- それでは、本件の審議は終了とさせていただきます。

(2) (仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書について

ア 答申案について事務局が説明した。

イ 審議

- 【奥副会長】 答申案2ページ2行目に、二社が「それぞれ住宅を主体とする」とありますが、この事業は共同で建設するので、「それぞれ」の表現は不要ではないでしょうか。また、2ページ下から6行目に、「歩行者デッキをそれぞれ整備する」とありますが、ここも「それぞれ」は不要ではないでしょうか。
- もう1点ですが、3ページの3(1)イ2行目で、「本事業の入居者への配慮」とありますが、「本事業」とはC地区棟計画を指すので、「本事業により整備される施設への入居者に対する配慮」とした方が良いのではないのでしょうか。

【事務局】	1点目の「それぞれ」の意味ですが、方法書 11 ページに施設配置計画図があり、この中でC街区内の赤線は敷地の所有権の区分を示しています。左側のC-1地区は三井不動産レジデンシャルが、右側のC-2地区A・B棟は日本貨物鉄道が建設する計画になっています。
【奥副会長】	今のご説明内容は、方法書に記述されていますか。
【事務局】	「それぞれ」の表現は、方法書冒頭の「はじめに」の3段落目3行目に記載があります。しかし、委員のご指摘通り「それぞれ」は不要かと思しますので、省かせていただきます。
	2点目の「それぞれ」についても、方法書の本文を転記したものが、あえて記載がなくても文意が通りますので、省きたいと思います。
	3点目については、ご指摘のとおり修正します。
【奥副会長】	最初の「それぞれ」の具体的な内容は、方法書には記載されていないということでしょうか。
【事務局】	方法書本文には、具体的な記載はありません。
【奥副会長】	それは、準備書で明確にする必要があると思います。
【事務局】	敷地境界を分けて個々に建設するという事業計画が明確に分かるように、準備書で記載するように事務局から指導していきます。
【五嶋委員】	「それぞれ」について疑問が出てきました。このエリアは、二つの企業が同時に開発することの意味はどこにあるのでしょうか。完全に分離して開発するのではなく、共通する部分もあると思います。どのような関係性を持って開発するのか明確にする必要があるのではないのでしょうか。実際に住む住民からしてみれば、建物や敷地の区分は重要ではなく、このエリアに住むということなので、この関係性を明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。
【事務局】	計画の経緯について十分に把握していませんが、土地区画整理事業の検討において、地元地権者と横浜市のまちづくり部局との調整を踏まえた結果、日本貨物鉄道が区画整理後に所有する場所や、三井不動産レジデンシャルが土地を取得して事業に参加する場所などの街区構成や開発コンセプトなどが、この形に方向付けされたということだと思います。
【佐土原会長】	一体的に事業を行っていくよう調整を続けているのでしょうか。
【事務局】	なるべく街区は一つにまとめてコンセプトを定め、理想的なまちづくりのため、横浜市も地元も協働して調整してきています。
【五嶋委員】	「それぞれ」という言葉が記述されているとそのあたりが引っかかるため、先程ご説明されたようなことは明確にしていくことが自然であり、重要なことと思います。
【事務局】	方法書 26 ページに「計画を策定した経緯」があります。3段落以降に、調整経緯が簡単に書いてありますが、五嶋委員のご指摘の中身について、準備書にどこまで書けるのか、事務局で調整させていただきます。
【五嶋委員】	通常時は問題にならないと思いますが、危機管理上のルールは調整できているのではないかと思います。明確にできると思えます。
【佐土原会長】	この件は、準備書の段階で明確にしてください。また、先程の「それぞれ」は削除して答申をまとめてください。
	今後の準備書には、ある程度、一体的な調整や環境の視点を盛り込むようお願いします。
【事務局】	事業者に指導していきます。

【水野委員】	答申案3ページの3(1)アの「まちづくり関係者間」とは、具体的には上記にある都市計画決定、埋立事業、宅地造成事業、土地区画整理事業等に係る事業者のことでしょうか。ここでは、事業者が働きかける必要があると言っているのでしょうか。
【事務局】	水野委員のご発言のとおり、地区計画等の都市計画決定権者である横浜市、埋立事業や宅地造成事業を進める横浜市、土地区画整理組合などを指しています。これらの事業が単独で動くことは無く、この地区のまちづくりを主導している横浜市と密接に連絡を取りながら事業を行う必要があります。この答申を踏まえ、方法市長意見書を日本貨物鉄道と三井不動産レジデンシャルに送付することになりますが、「まちづくり関係者」が何を示すのかは、両社はこれまでの経緯から承知していますので、この表現で問題ないと思います。
【水野委員】	C地区棟事業者はまちづくり関係者から情報を提供してもらう必要があるということでしょうか。この方法書審議の中で、都市計画や各法令に基づいて行われる事業間の横のつながりや、環境への配慮の仕方がわからないとの意見があったと思います。準備書ではそういったことを分かりやすく記述して頂きたい。
【事務局】	準備書作成において、事業者に指導していきます。
【田中(伸)委員】	答申案4ページの3(2)イ(ウ)の地域社会の項目について、「事業者が細街路への進入を想定しないと回答したため、進入抑制に配慮する方策を準備書に記載するよう求めることとした。」というご説明でしたが、そうではなく、この地域状況と道路配置から考えると、細街路に関係車両が進入することが十分予想されるので、予測をきちんと行うこと、そのうえで抑制する対策を考えていただきたいという指摘をしてきました。事業者が細街路への進入を想定しないとすれば、それを予測しなくてもよいとしてしまっているのでしょうか。
【事務局】	確かにご指摘のとおりだと思います。細街路への進入禁止の道路交通法による規制は根拠もなく不可能と考えられ、C地区棟の車両が細街路に全く進入しないことは現実的ではないので、この部分の表現は、「細街路への進入の可能性を想定した予測評価を行うとともに、その上で環境配慮について具体的に準備書に記載してください。」という趣旨に改めます。
【津谷委員】	先程、水野委員がご指摘された「まちづくり関係者」が何を指すかということですが、埋立事業、宅地造成事業、土地区画整理事業等を総称する言葉はなかったでしょうか。
【事務局】	全体を取りまとめる主体としては、特に固有名詞はありません。
【津谷委員】	答申案3ページの「2 地域の特性」に、この地域全体で行われる各事業等を詳しく記述し、その一環としてC地区棟計画があるということをやよりわかりやすく記述してはどうでしょうか。そうすれば、「3 審査意見」では例えば、「上記まちづくり関係者」という表現が使えるのではないのでしょうか。
【事務局】	答申案1ページの「(4) 事業の目的」の中で、土地区画整理事業だけが突出した形の表現になっていますので、この文章でご指摘を踏まえた総体的なまちづくりのイメージが分かるように工夫します。
【津谷委員】	「2 地域の特性」の中に記載してはどうでしょうか。
【事務局】	その方向で検討します。

【横田委員】 答申案3ページの3(1)ウで、「妥当性に係る環境影響上の考え方」とは具体的には何でしょうか。準備書の段階ですので、調査し、より具体的に予測・評価を行うとともに、環境保全措置について具体化したものの妥当性の検討を行うということなのかと思いますが、もう少し具体的に書いた方がいいのではないのでしょうか。

【事務局】 文中の「妥当性」という言葉が分かりにくいのではないかと思います。「建物の高さや配置の妥当性」は、準備書での予測・評価結果や保全措置内容から明らかになるものですので、ここでの「妥当性」という言葉の使い方が適切ではないと考えますので削除します。

【横田委員】 私の発言の趣旨はその通りですので、ご検討願います。

【津谷委員】 答申案3ページの3(1)イ「入居者への生活環境への配慮」として、工場の騒音対策だけ取り上げていますが、周辺住民にしてみれば、工事中の騒音についても配慮されていることが分かったほうが良いと思いますので、表現を盛り込んでみてはどうでしょうか。

【事務局】 「工事中の騒音のみならず」のような表現を加えるなど、工夫したいと思います。

【佐土原会長】 答申案に対してご意見が多く出ましたが、今後のスケジュールとしてはどうでしょうか。

【事務局】 次回、10月28日の審査会に改めて答申案を提示させていただくことで対応できます。

【佐土原会長】 それでは事務局は、次回審査会に本日の意見を踏まえて修正した答申案を提示してください。

- 資料
- ・平成28年度第11回(平成28年9月13日)審査会の会議録【案】
 - ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・(仮称)アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事 環境影響評価準備書に関する補足資料 事業者資料
 - ・(仮称)東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価方法書に係る答申案 事務局資料